

【扶養追加の場合】申請に必要な証明書類

必須提出書類（A～Cは全員提出、Dは該当する方のみ提出）

A	健康保険被扶養者（異動）届※扶養追加用
B	今回扶養追加申請する方の戸籍謄本 ※戸籍抄本は不可
C	今回扶養追加申請する方の世帯全員分の住民票 ※マイナンバーのみ省略し、それ以外の事項は省略しない
D	【20歳以上60歳未満の配偶者のみ必須】国民年金第3号被保険者関係届

★上記の必須書類と一緒に、下記の当てはまる項目すべての必要書類を提出してください。※必須書類は全員提出

当てはまる項目すべてチェックしてください（複数チェック可）	必要書類	当てはまる項目すべてチェックしてください（複数チェック可）	必要書類
☐ 2年以上無職（収入がないことを確認します）	⑩	☐ 扶養異動	⑫、⑭
☐ 2年以内に退職	①	☐ 養子縁組	⑫、⑭
☐ 個人事業主（自営業者）	⑥、⑩	☐ 婚姻	⑫、⑭
☐ 年金収入がある（老齢・遺族・障害年金、個人年金等）	⑧	☐ 離婚	⑫、⑭
☐ パートやアルバイトをしている	②	☐ 任意継続保険喪失	⑬
☐ 失業給付を受給中、または受給終了した	③	☐ 国民健康保険加入中	⑫
☐ 傷病手当金、または出産手当金を請求中、もしくは請求予定	⑤	☐ 被保険者（従業員）と別居（※会社都合の別居、申請者が学生は除く）	⑪、⑭、⑮、⑯
☐ 育児休業給付金を受給中、または請求予定	④	☐ 確定申告をしている（医療費控除のみは除く）	⑥
☐ 雇用契約変更による収入減少（勤務先に変更なし）	②、⑫	☐ 学生	⑨
☐ 雇用契約変更を伴わない収入減少（勤務先に変更なし）	②、⑫	☐ 1年以内に自営業を廃業	⑦
☐ 転職に伴う収入減少	①、②	☐ 申請者または被保険者と同居している18歳以上の家族がいる	⑭

必要書類	
①	退職日のわかる書類（離職票コピー、退職証明書コピー、辞令のコピー等） ※アイシン健保に加入している事業所を退職した場合は不要
②	雇用証明書 ※アイシン健保HPよりダウンロードして、申請者の勤務先で記入しご提出ください
③	ハローワークで交付される雇用保険受給資格者証の全ての面コピー※受給終了の場合は『受給終了』印字があるもの
④	育児休業給付金支給決定通知書のコピー
⑤	加入していた保険組合から発行される支給決定通知書のコピー
⑥	税務署へ提出した確定申告書類一式のコピー（青色申告決算書または収支内訳書を含む）
⑦	税務署へ提出した廃業届のコピー、または税務署発行のリーフレット「申告等の控えへの収受日付印の押なつについて」のコピー等
⑧	受給している全ての公的年金の通知書（障害年金・遺族年金も含む）コピー・個人年金通知書コピー
⑨	学生証のコピー、または在学証明書コピー
⑩	所得証明書、または非課税証明書
⑪	被保険者（従業員）の世帯全員の住民票（マイナンバーのみ省略、それ以外は省略しない） ※今回扶養追加申請する方が実父母、兄弟姉妹、子で同一住所で世帯分離している場合は『同居に関する証明書』の添付が必要
⑫	健康保険 資格喪失証明書※現在、国保加入の場合は国保加入がわかる書類（資格確認書等）のコピー
⑬	任意継続保険 資格喪失証明書
⑭	世帯の収入を証明する書類（源泉徴収票コピー・直近3ヶ月分の給与明細コピーなど） ※同世帯に属する18歳以上の方全員、別居の場合は本人世帯と申請者世帯の両方提出が必要 ※直近1年以内に育休取得していた方は、育児休業給付金支給決定通知書コピーも提出
⑮	今回扶養追加申請する方への仕送りを証明する直近3ヶ月分の仕送りの振込明細書、または預金通帳の写し※手渡し不可 《仕送りの条件》 1.今回扶養追加申請する方の年間収入額 ≤ 被保険者（従業員）からの仕送り額（年間） 2.1の条件以外にも今回扶養追加申請する方の収入によって仕送り額が変わります。 詳しくはホームページ（ http://www.aisin-kenpo.or.jp/ ）または、アイシン健康保険組合にお問合せ下さい 3.数ヶ月分まとめた送金ではなく、毎月仕送りを実施する※認定後も仕送りを続けてください。 仕送りがない場合は、生計維持関係の確認ができず健保扶養加入はできません。
⑯	被保険者（従業員）の戸籍謄本 ※外国籍の方は在留カードのコピー

◆必要に応じて、上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

アイシン健保 お問い合わせ先 050-3315-9871（平日：9：00～17：00）